

新しい年に入りました。労災保険法から「保険」には入ります。雇用保険、健康保険、厚生年金保険、国民年金との共通箇所が多くあります。労災保険を中心に通則や不服申し立て等共通内容を労災と一緒に勉強しましょう。毎回の講義の積み重ねが横断の知識となり、演習の繰り返して解答力を高めます。

### ■初めての学習の方

労災保険は労働基準法との関連があります。労基法の災害補償を確認しましょう。しっかりと保険の仕組みを学びましょう。また、労災は社会保険科目との共通項目が多い科目です。最初から丁寧に分かり易く説明します。

### ■中上級クラス

いよいよ労災保険です。適用関係は⇒雇用保険との違いは？ 暫定任意は徴収法にもありますか？ 休業補償給付と健保の傷病手当金の違いは？ 通則規定などは社会保険と何が違うのでしょうか？ などなど、労災保険を中心に、社会保険との関係を考えましょう。いわゆる横断科目です。横断は問題集を中心に進めましょう。具体的には労災の暫定任意と雇用保険の暫定任意、徴収法と3科目を同時に問題を解きましょう。また、科目内横断で休業補償給付と特別支給金も同時に勉強を進めてください。応用力が付きます。今年の勉強した知識を活用しましょう。

### ■共通事項

読んでもすぐ忘れる。人間のさびしさですね。私も受験時代覚えるのに苦戦しました。

**読んだら覚え⇒忘れ⇒又覚える。**この繰り返しが必要です。とにかく頭に刷り込むことです。この試験はやたらと書類の名称や数字が目立つ科目が多い。新しい用語と前に覚えた用語が混ざり始めます。あれ？？なんの科目だったのか。現段階では細かい数字等の暗記は不要ですが、用語等は記憶に定着させなければなりません。法文の構図と全体の仕組みの理解が重要です。繰り返し学習が一番です。

勉強のコツは毎回の講義であやふやな用語や数字が出てきたらテキストの一番上か下を書く。最後にそれをあつめると直前期が楽になります。今はひたすら用語のチェックです。問題文を読むためには用語の理解がイロハのイです。用語を読んだらぜひ、書いて覚えましょう。

★中上級（平日）2月予定

1月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
1日	木	雇用④	
2日	金		テキスト読み込み
3日	土		テキスト読み込み
4日	日		雇用問題集
5日	月	雇用確認テスト	
6日	火	雇用予想テスト	
7日	水	解き方講座 徴収	
8日	木		徴収問題集 8日9日10日全部の問題を解く
9日	金		徴収問題集
10日	土		徴収問題集
11日	日		テキスト読み込み
12日	月祭日		テキスト読み込み
13日	火	徴収①	
14日	水	徴収②	
15日	木	徴収確認テスト	
16日	金		徴収法復習
17日	土		徴収法復習
18日	日		徴収法復習
19日	月	徴収予想テスト	
20日	火	解き方 労一①	
21日	水	解き方 労一②	
22日	木	労一①	
23日	金祭日		労働契約法問題集
24日	土		労働契約法問題集
25日	日		社労士法問題集
26日	月		社労士法問題集
27日	火		労働組合法問題集
28日	水		労働組合法問題集
29日	木	労一②	

★中上級（休日クラス）2月予定

1月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
1日	木		雇用保険問題集
2日	金		テキスト読み込み
3日	土		テキスト読み込み
4日	日	雇用③④	
5日	月		雇用保険問題集
6日	火		雇用保険問題集
7日	水		テキスト読み込み
8日	木		テキスト読み込み
9日	金		雇用保険問題集
10日	土		雇用保険問題集
11日	日	雇用確認テスト・予想	
12日	月祭日	解き方徴収・徴収①②	
13日	火		徴収問題集
14日	水		徴収問題集
15日	木		徴収問題集
16日	金		テキスト読み込み
17日	土		テキスト読み込み
18日	日	徴収確認・予想テスト	
19日	月		徴収法復習
20日	火		徴収法復習
21日	水		徴収法復習
22日	木		労働契約法問題集
23日	金祭日		労働契約法問題集
24日	土		労働組合法問題集
25日	日	解き方 労一①②	
26日	月		テキスト読み込み
27日	火		テキスト読み込み
28日	水		テキスト読み込み
29日	木		社労士法問題集

★合格クラス（土）2月予定

1月	曜日	講義 科目	勉強のポイント
1日	木		雇用問題集
2日	金		予備
3日	土	雇用④⑤	
4日	日		雇用テキスト読み込み
5日	月		雇用テキスト読み込み
6日	火		雇用テキスト読み込み
7日	水		雇用問題集
8日	木		雇用問題集
9日	金		雇用問題集
10日	土	雇用確認テスト 徴収①②	
11日	日		雇用復習
12日	月祭日		徴収法テキスト読み込み
13日	火		徴収法テキスト読み込み
14日	水		徴収法テキスト読み込み
15日	木		徴収法問題集
16日	金		徴収法問題集
17日	土	徴収③ 確認テスト 労一①	
18日	日		徴収法復習
19日	月		徴収法復習
20日	火		労一テキスト読み込み
21日	水		労一テキスト読み込み
22日	木		労一テキスト読み込み
23日	金祭日	労一②③	
24日	土	労一④⑤	
25日	日		労一問題集（労働契約法）
26日	月		労一問題集（労働契約法）
27日	火		労一問題集（労働組合法）
28日	水		労一問題集（労働組合法）
29日	木		労一問題集（社労士法）

## 統計

【コラム】統計数字等は労働一般常識と社会保険一般常識で出題されることがある。受験勉強としては一番勉強し難い内容です。そこで、中上級の山下クラスでは科目講義の前に5分ほど各方面から数字関連の説明をします。たとえば、人口⇒少子化⇒都道府県のように大きな社会の仕組みを数字化します。この内容をコラム的にまとめます。数字文章は令和5年の厚生労働白書を引用しています。

### ■1回目 社会が変わる??

私たち日本社会が少しずつですが変わります。人口の内容が変われば、当然消費者も変わりますね。それに従い産業や地域の在り方も変わります。それも少し、少しです。

民法や労働法はどうなるのでしょうか？社労士の仕事も変わるでしょう。(山下)

#### 1 日本の人口は??

(我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えようとしている)

我が国の人口は、2008(平成20)年の1億2,808万人をピークに減少に転じた。

2022(令和4)年の総人口は約1億2,495万人であるが、2070(令和52)年には約30%減少し、総人口が9,000万人を割り込むと推計されている

#### 2 少子化

2022年の出生数は80万人を割り込むなど、急速に少子化が進展している。

一方で、2025(令和7)年には、第一次ベビーブーム期(1947(昭和22)年～1949(昭和24)年)に生まれた者が、75歳以上の後期高齢者となる。

さらに、2040(令和22)年には、第二次ベビーブーム期(1971(昭和46)年～1974(昭和49)年)に生まれた者が65歳以上となる。2070年には65歳以上の者の割合が38.7%となる見通しである

### ■2回目 世帯の在り方が変わる??

#### 世帯数

縮小する世帯や家族(世帯規模は長期的縮小傾向にある)

1世帯当たり1人員の推移を見ると、1990(平成2)年の2.99人から2020(令和2)年の2.21人まで減少し、この間、「世帯人員1人」及び「世帯人員2人」の世帯数、全世帯数に占める割合がともに増加してきた。国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成30年推計)によると、2040(令和22)年における1世帯当たり人員は2.08人まで減少すると推計されている。

- ・単独世帯の割合は世帯総数の約4割に達し、ひとり親世帯数も増加している
- ・男性の単独世帯者数の割合・単独世帯数は、ともに高齢世代で大幅に増加する

### ■3回目 出生率 合計特殊出生率

我が国の合計特殊出生率は、2005（平成17）年に1.26となり、その後、緩やかな上昇傾向にあったが、ここ数年微減傾向となっている。

2022（令和4）年は1.26（概数）と依然として低い水準にあり、長期的な少子化の傾向が継続している。また、2017（平成29）年に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」によると、現在の傾向が続けば、2070年には、我が国の人口は8,700万人となり、1年間に生まれる子どもの数は現在の半分程度の約50万人となり、高齢化率は約39%に達するという厳しい見通しが示されている

### ■4回目 平均寿命 厚生労働省平成22年簡易生命表

平成22年簡易生命表によると、男の平均寿命は79.64年、女の平均寿命は86.39年と前年と比較して男は0.05年上回り、女は0.05年下回った。主な年齢の平均余命をみると、男女とも年齢が高くなるに従って、前年との差は小さくなる傾向となっており、特に女の平均余命は全年齢で前年を下回った。また、平均寿命の男女差は、6.75年で前年より0.10年縮小した。

### ■5回目 労働災害の発生状況

※現在労災保険の講義中です。そこで労働災害に注目です・

2022（令和4）年の新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いた労働災害については、死亡者数は774人（前年比4人（0.5%）減）となったが、休業4日以上死亡傷者数は132,355人（前年比1,769人（1.4%）増）と前年より増加した。

労働者の健康面については、精神障害による労災支給決定件数は、2021年度には629件と前年度と比較して増加している。自殺者数については、2021年は、約2万人と9年連続で3万人を下回っているが、このうち約2,000人について勤務問題が理由の1つとされているなど、働く人々の職場環境は引き続き厳しい状況にある。

2021（令和3）年度の労災保険給付の新規受給者数は678,604人であり、前年度に比べ25,249人の増加（3.9%増）となっている。そのうち業務災害（複数業務要因災害を含む。）による受給者が594,278人、通勤災害による受給者が84,326人となっている

### ■6回目 過労死等の労災認定

2021（令和3）年度の過労死等の労災補償状況については、脳・心臓疾患の請求件数は753件、支給決定件数は172件、精神障害の請求件数は2,346件、支給決定件数は629件となっている。前年度と比べ、脳・心臓疾患の請求件数は31件の減少、支給決定件数は22件の減少、精神障害の請求件数は295件の増加、支給決定件数は21件の増加となっている。

## ■7 回目 市町村の人口の変化

(人口規模が小さい市区町村が増加する一方で、人口の大部分は一部の大規模都市に集中している)

「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、人口 5 千人未満の自治体は、2015（平成 27）年に 14.8%であったが、2040（令和 22）年には **24.1%を占めると見込まれており**、人口規模が小さい市区町村が増加すると見込まれる。人口減少が進むことによって、地域によっては福祉分野における専門的人材の確保が困難となること等で、対象者ごとの公的支援の提供機関を安定的に運営することが難しくなる可能性も否定できない。

・2040 年にかけて 20 歳から 64 歳の人口は全ての都道府県で減少するが、65 歳以上の人口は増加する都道府県と減少する県がある。

### 1 人々の交流に対する意識

・地縁・血縁・社縁でも「形式的つきあい」を望む者が増加してきた。

### 2 人々の支え合いや社会貢献に対する意識

・つきあいの志向は変化しても、社会への貢献意識は高い水準を維持。

「日頃、社会の一員として、何か社会のために役立ちたいと思っている」という意識を有する者は、6～7 割と高い水準で推移してきている

## ■8 回目 介護保険前の高齢者福祉 資料：厚生労働省老健局作成資料

社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、1997（平成 9）年に介護保険法が成立し、2000（平成 12）年 4 月から施行された。

介護保険制度は施行から 24 年目を迎えるが、この間、65 歳以上人口が約 1.7 倍に増加する中で、介護保険サービス利用者数は約 3.5 倍に増加。

(日本の高齢者福祉は、老人福祉法制定後に総合的、体系的に推進されることとなった)

高齢者福祉については、1963（昭和 38）年の老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）制定前は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による養老施設への収容保護という施策程度で、対象者もごく一部の低所得者に限定されていた。

世界で初めての老人関係法といわれた老人福祉法の制定により、健康診断の実施や、特別養護老人ホーム制度の創設、老人家庭奉仕員制度（現在の訪問介護員）の法制化など、社会的支援を必要とする高齢者を幅広く対象とする施策への転換が図られ、高齢者全体の福祉の向上を図るための施策が総合的、体系的に推進されることとなった。

**(1975年以降、我が国は在宅での高齢者福祉を重視していった)**

在宅での福祉は、おおむね1975(昭和50)年以降に、従前の施設整備を補完するという意味合いではなく、老後も可能な限り住み慣れた地域社会で暮らしたいという高齢者の希望を尊重すべく推進され始めた。これにより、1978(昭和53)年以降、ショートステイ(寝たきり老人短期保護事業)やデイサービス(通所サービス事業)が国の補助事業となった。

1989(平成元)年には、20世紀中に実現を図るべき10か年の目標を掲げた「**高齢者保健福祉10か年戦略(ゴールドプラン)**」が厚生・大蔵・自治の3大臣合意により制定され、サービス基盤の計画的整備が図られた。

資料：厚生労働省老健局作成資料

**1960年代 老人福祉政策の始まり 高齢化率⇒5.7%(1960)**

**1970年代 老人医療費の増大 高齢化率⇒7.1%(1970)**

**1980年代 社会的入院 高齢化率⇒9.1%(1980)**

**1990年代 ゴールドプランの推進 高齢化率⇒12.0%(1990)**

**2000年代 介護保険制度の実施 高齢化率⇒17.3%(2000)**

**1997(平成9)年 消費税の引上げ(3%→5%) 介護保険法成立**

**2000(平成12)年 介護保険法施行**